

## 東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付要綱（平成30年7月18日区長決裁30北地産第1666号。以下「要綱」という。）に基づいて実施するイルミネーション事業の運用に必要な事項を定め、その効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領に定める用語については、要綱で定める例による。

### (補助金交付申請)

第3条 要綱第5条に基づく交付申請には、補助金交付申請書のほか、次に掲げる書類を添え、別途、区長が定めた期日までに提出するものとする。ただし、商店街等の事情等により、これにより難しい場合には、要綱に照らし、適当と認められる事業に対し、申請を受け付けるものとする。

- (1) イルミネーション事業の内容（別紙1）
- (2) 事業費経費別明細（別紙2）
- (3) その他区長が必要と認めた資料

2 交付申請時には、所定の様式に記入のうえ、事業実施に至るまでの経緯、資金計画、事業効果等のヒアリングを行う。ただし、ヒアリングの日程等については、毎年、商店街等に対し通知するものとする。

### (実績報告)

第4条 要綱第12条に基づく実績報告には、実績報告書のほか、次に掲げる書類を添付する。

- (1) イルミネーション事業の実績（別紙3）
- (2) 事業費経費別明細（別紙2）
- (3) 補助対象経費の領収書写し（原本は商店街で保存）
- (4) 同費目の内訳が明確なもの（請求書、納品書等）
- (5) 請求書・口座振替依頼書
- (6) 事業を確認できる写真等
- (7) その他区長が必要と認めた資料

2 実績報告書の提出時期及び支払時期については、別途、商店街等に対し通知するものとする。

### 付 則

- 1 この要領は、平成30年7月18日から施行する。
- 2 この要領は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。